

下関市営宿舍サングリーン菊川
指定管理者募集要項

令和7年8月

下関市役所菊川総合支所地域政策課

目 次

- 1 本施設の概要
- 2 公募に関するスケジュール
- 3 指定期間
- 4 申込の資格
- 5 申込方法・提出書類等
- 6 選定（審査）の基準
- 7 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲
- 8 管理運営業務の範囲外の業務
- 9 指定管理料等に関する事項
- 10 協定に関する事項
- 11 その他の留意事項

下関市営宿舎サングリーン菊川 指定管理者募集要項

下関市営宿舎サングリーン菊川（以下「本施設」という。）は、菊川地区唯一の宿泊施設です。

現在、本施設の管理は、下関市（以下「市」という。）が指定した指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が実施していますが、その指定に係る期間（以下「指定期間」という。）が令和8年3月31日をもって終了いたします。ついては、令和8年4月1日以降の本施設の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、より効率的かつ効果的な管理を行い、本施設の効用を最大限に発揮させるため、法第244条の2第3項、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下関市条例第26号。以下「手続条例」という。）第2条及び下関市営宿舎サングリーン菊川の設置等に関する条例（平成17年条例第224号。以下「設置条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、指定管理者を公募します。

指定管理者への応募に当たっては、この要項（以下「本要項」という。）及び添付書類を熟読の上、期限までに申込書類を提出してください。

1 施設の概要

(1) 名称

下関市営宿舎サングリーン菊川

(2) 所在地

下関市菊川町大字下岡枝字西所光511番地6

(3) 設置目的

市民の健康的でゆとりのある生活の実現に資するため。

(4) 設置目的を達成するためのビジョン及び指標

(ビジョン)

地域資源を活用した魅力あるサービスの提供と地域との連携を通じて、地域住民の憩いの場であるとともに、交流人口の拡大と地域活性化を推進する中核拠点となること。

(指標)

①再訪問率

(リピーターの確保により、継続的な利用と施設への信頼性を高めるため。)

②利用者数

(地域に開かれた複合型施設としての役割を果たし、全体的な集客力を高めるため。)

③宿泊者数

(滞在を通じて地域経済への波及効果を生み出し、施設の収益性と地域貢献の両立を図るため。)

(5) 管理物件

別紙1 下関市営宿舍サングリーン菊川指定管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

2 公募に関するスケジュール

- ・ 現場説明会 令和7年8月13日(水)
- ・ 申込受付 令和7年8月27日(水)から
令和7年9月8日(月)まで
- ・ 指定管理候補者の選定 令和7年9月下旬予定
- ・ 指定管理者の指定 令和7年12月議会で指定議案の議決を受けた後に指定
- ・ 協定締結 令和8年3月

3 指定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

4 申込の資格

次の（１）から（４）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での申込みとし、個人での申込みは受け付けません。

なお、単独で申込みをする団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、１の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

（１）宿泊施設の管理運営の経験を有していること、又は、それに準ずる観光業・ツアー業・地域交流事業等において宿泊受入やサービス提供に関する実績を有し、宿泊施設の運営に必要な体制を確保できると認められること。

（２）次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去２年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

⑧ 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が①から⑦までの条件を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

イ 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時までには、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

※ 共同事業体での申込みにあっては、(1)の要件は、代表団体が満たしている場合に、申込手続を行うことができることとする。

(3) 甲種防火管理者、食品衛生責任者及び危険物取扱者（乙種4類）の資格を有している（全ての資格を配置する従業員1人が有し、又はそれぞれの資格を配置する別々の従業員が有していることも可。）従業員を配置することができること。共同事業体での申込みにあっては、構成員のいずれが配置してもかまわない。

(4) 5(5)に示す現場説明会に参加すること。

5 申込方法・提出書類等

(1) 提出書類

① 申込書（様式第1号）

② 申込資格を有していることを証する書類

- ・定款の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- ・法人等（共同事業体にあつては全構成員）の納税証明書
- ・4(3)については、資格を有することを証明するもの（写し）

③ 事業計画書（様式第2号）

④ 収支計画書（様式第3号）

- ・各項目別の内訳を詳細に記入すること。（別記1）
- ・令和8年度から令和9年度までの2年度分を提出すること。

⑤ 団体の経営状況を説明する書面

- ・組織の概要、経営状況の判断及び業績見通し、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録等

⑥ 誓約書（様式第4号）

⑦ 事業説明書（様式第5号）

- ・平等かつ公平な利用の確保について
- ・応募の動機、意欲
- ・利用促進、利用拡大の取組内容
- ・地元での雇用確保
- ・第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制
- ・施設の維持管理
- ・その他特記事項

⑧ 共同事業体結成届出書（様式第6号）（共同事業体による応募の場合のみ）

⑨ 自主事業に伴う利益の活用方策（様式第10号）

⑩ その他市長が必要と認める書類

（2）提出部数

正1部、副10部（副は、複写可）

（3）申込書等の配布

申込に必要な書類は、市のホームページからダウンロードしてください。
なお、紙での配布を希望される方は、②問合せ先までご連絡ください。

① 配布期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月29日（金）まで
（紙での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 問合せ先

山口県下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

下関市役所菊川総合支所地域政策課

電話 083-287-1114

FAX 083-287-2739

E-mail kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(4) 申込受付期間

提出書類は、①提出期間（②提出時間）に③提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加はできません。

※ 提出期間終了後に、申込資格に関する未提出書類があった場合、申込資格無しとしますので、十分ご確認の上、提出をお願いします。

① 提出期間

令和7年8月27日（水）から令和7年9月8日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

③ 提出窓口

（3）② 問合せ先に同じ。

(5) 現場説明会の開催

① 開催日時

令和7年8月13日（水） 午前10時から

② 開催場所

下関市営宿舎サングリーン菊川
（下関市菊川町大字下岡枝511番地6）

③ 内容

本要項の説明、施設見学及び参考資料配布（利用状況等）

④ 参加人数

1団体（1共同事業体）につき2人まで

⑤ 参加申込

現場説明会への参加は、申込資格の要件であるため、申込みを予定する団体及び共同事業体は、必ず参加してください。なお、参加申込として、現場説明会参加申込書（様式第7号）に記入の上、令和7年8月12日（火）午後4時までに次の【受付メールアドレス】へ電子メールにより提出してください。

なお、共同事業体での応募の場合は、5（1）⑧共同事業体結成届出書（様式第6号）を併せて提出してください。

【受付メールアドレス】 kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

（6）募集要項等に関する質問方法

① 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月28日（木）まで
午後5時必着

② 質問方法

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「質問票（様式第8号）」を5（5）⑤の【受付メールアドレス】へ電子メールにより提出してください。電話、来訪等口頭による質問はできません。

③ 回答方法

受け付けた質問については、現場説明会に参加された全団体に対して
随時電子メールにより一斉に回答いたします。

6 選定（審査）の基準

（1）指定管理候補者の選定

手続条例第4条の規定に基づき審査し、候補者を選定します。

① 資格審査

下関市役所菊川総合支所地域政策課において、申込者の申込資格要件の適否について審査を行います。

② 下関市指定管理候補者選定委員会

下関市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員により審査を行います。

③ 審査の基準、審査項目

提出された事業計画書等について、別紙2指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点（案）に基づき審査する予定ですが、選定委員会において変更される場合もあります。

なお、必要に応じて、選定委員会で、ヒアリング及びプレゼンテーシ

ョンを行っていただく場合があります。

また、申込者が1団体のみの場合でも、選定委員会において定める最低制限基準に満たないときは、選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は選定し、再度の提案においても最低制限基準を満たさないときは、原則、再度公募を行うこととします。

(2) 指定管理候補者の決定

選定委員会での選定結果に基づき、指定管理候補者を決定し、結果を申込者に対して速やかに通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

(3) 指定管理候補者の取消し

指定管理候補者が、法第244条の2第6項の規定による下関市議会での議決（以下「指定の議決」という。）を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適當若しくは不可能と認められる事由が生じたとき、又は指定の議決が得られなかったときは、当該選定を取り消し、他の申込者の中から指定管理候補者を選定することがあります。

なお、指定管理候補者の責めに帰すべき事由により取消しを受けた場合で、管理運営業務の実施が延期になる等、市に損害が発生したときには、市は指定管理候補者に損害賠償請求を行うことがあります。

(4) 指定管理者の指定及び基本協定等の締結

指定管理者の指定は、指定の議決を経て行います。指定後、指定管理者は、市と協議の上、細目について基本協定及び年度協定を締結していただきます。

(5) 指定管理者の指定の取消し

① 指定管理者が協定の締結までに管理運営業務の実施が確実でないとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

② 指定管理者が協定締結後、以下の事項に該当するときは、その指定を

取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、既に支払った指定管理料の返還又は、收受した利用料金の全部又は一部の市への納付を命じ、及び市に損害が発生した場合には、市は、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがあります。

ア 設置条例又は基本協定の規定に違反したとき。

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず若しくは虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

エ 本要項に定める資格要件を失ったとき。

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理運営業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。

キ 指定管理者の、管理運営業務に直接関わらない法令違反等により、指定管理者に管理運営業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される時。

ク 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務が行われないうとき。

ケ 不可抗力（異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等の市又は指定管理者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により、管理運営業務の継続が著しく困難になったと判断される時。

コ 指定管理者から指定の取消し又は管理運営業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。

サ 本施設が公の施設として、休止または廃止することとなったとき。

シ その他市が指定管理者による管理を継続することが適当でない時

認めるとき。

- ③ 定期又は臨時に実地調査等（モニタリング等）を行い、管理運営業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、市は、改善指示を行い、その指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

7 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲

(1) 管理運営業務の内容及びその水準等

管理運営業務の内容等については設置条例、本要項、仕様書、基本協定及び申込み時に提出された事業計画のとおり行っていただきます。また、本施設の設置目的及びビジョンに基づく指定管理者が達成すべき目標値を、市で設定した指標を基に指定管理者と協議の上、年度協定において定めることとします。なお、市で設定する目標値は、再訪問率40パーセント以上、利用者数34,000人以上、宿泊者数8,100人以上とします。

(2) 口座管理

指定管理者が本施設の管理運営のために使用する預金口座については、専用の口座を原則としますが、管理運営業務の実施上必要な場合には、市と協議の上、複数の口座を使用することもできます。

(3) 情報管理

- ① 指定管理者の管理運営業務の実施に伴う個人情報の取扱については、別紙3個人情報取扱特記事項によることとします。
- ② 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）の規定に準拠し、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとします。
- ③ 指定管理者又は管理運営業務に従事する者は、管理運営業務の実施に

よって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他に使用しないこととします。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とします。

④ 指定管理者は、管理運営業務の実施に当たり保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）の規定に準じて公開を行うこととします。なお、情報公開の請求があった場合は、市に報告することとします。

⑤ 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たって指定管理者が保有する文書を、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、下関市文書取扱規程（平成17年訓令第4号）に準じて保存することとします。また、指定期間満了時に市の指示により、引き渡していただくことがあります。

(4) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

管理運営業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙4特記仕様書（環境編簡易）のとおりとします。

(5) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

管理運営業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙5下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとします。

(6) 指定管理者が付保しなければならない保険

① 旅館賠償責任保険

施設事故（人身）	1名につき	1億円以上
	1事故につき	10億円以上
施設事故（物損）	1事故につき	1億円以上
生産物事故（人身）	1名につき	1億円以上
	1事故につき	3億円以上
生産物事故（物損）	1事故につき	50万円以上
受託物事故	1名につき	30万円以上

1 事故につき 60 万円以上

② 宿泊者賠償責任保険

1 名につき 100 万円以上

1 事故につき 100 万円以上

③ 自動車自賠責保険（社用車を保持している場合）

④ 自動車任意保険（社用車を保持している場合）

対人賠償・対物賠償 無制限

人身障害 1 名につき 3,000 万円以上

搭乗者障害 1 名につき 500 万円以上

⑤ 個人情報漏洩責任賠償保険

賠償責任 1 事故につき 5,000 万円以上

個人情報漏洩対応費用 500 万円以上

⑥ 仕様書「7 リスク分担」で、指定管理者が負担する損失に係る保険

※⑥で付保する保険については、様式第2号事業計画書「緊急時対策について（2 その他緊急時の対応）」欄に記入すること。

（7）障害者施設等への配慮

国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を理解し、可能な限り、障害者就労施設等への発注について配慮すること。

（8）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた下関市指定管理者対応マニュアルに沿った適切な対応をとること。

（9）業務の引き継ぎ

指定期間満了後、指定管理者とは別の団体又は共同事業体が新たな指定管理者に選定され、当該施設の管理を行うことが決定したときは、責任を持って管理運営業務の引継を行ってください。

（10）協議

管理運営業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議し、決定することとします。

8 管理運営業務の範囲外の業務

(1) 自主事業

指定管理者は、管理運営業務以外の事業で、自己の費用と責任において実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。自主事業を実施する場合は、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けることとします。

(2) 自動販売機等の設置

指定管理者は、利用者サービスの向上を図るため、本施設内に自動販売機等を設置することができます。設置する場合は、市の市有財産使用許可を受けることとし、建物及び土地に関する使用料等は市へ納付することとします。

9 指定管理料等に関する事項

(1) 利用料金制について

管理運営業務は、利用料金制を採用します。本施設の利用に係る利用料金は、指定管理者の収入となります。利用料金の額は、設置条例第7条に定める使用料の額（設置条例別表の各表（備考を含む。）の使用料の額をいう。）の範囲内において、あらかじめ市長の承認（当該額を内税として承認する。）を得た上で、指定管理者が定めることとします。

また、利用料金の減免、予約金の徴収及び還付については、設置条例及び下関市営宿舍サングリーン菊川の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第190号。以下「設置条例施行規則」という。）の規定に基づき、指定管理者が特に必要と認めるときは、これをすることができます。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料の額等

管理運営業務に要する経費に充てるため、市は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払います。なお、2カ年の指定管理料の上限額は、総額30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、毎会計年度における上限額は15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。上限額を超えて提案がなされている申込みは、受理しません。また、指定管理料の額は、申込みの際に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算額の範囲内で毎会計年度の年度協定において定めるものとします（提案いただいた指定管理料の額を保証するものではありません。）。なお、年間の指定管理料は、利用料金収入が減少した場合であっても、災害等の特別な場合を除き原則として増額をしませんので、事業計画書及び収支予算書の作成の際は留意してください。

（3）利用料金収入等の利益の考え方

指定管理者の経営努力により経費の節減や利用者の増加を図った結果、指定管理者に利益が生じた場合、このような自己努力による収益は、原則として指定管理者の収益とします。ただし、利用料金収入が基準額を超えた場合は、その超過した額の一定割合を納付金として市へ納めることとします。この納付対象となる「基準額」及び「割合」について、事業説明書（様式第5号）の「7 その他特記事項」欄に記入して提案してください。

（4）その他の収入

自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入となります。

自主事業によって得られた利益については、更なる利用者増に向けた集客イベントの開催、本施設のサービス向上に向けた取組への経費充当並びに指定期間内に発生する突発的な施設及び設備の改修・維持補修費等に充てる特定の目的を持った資金の積立てを行うことも可能です。申込みに当たっては、自主事業の収支計画を策定し、収支計画書（自主事業分）（様式第3号）に記載するとともに、利益の活用方策を検討した上で、自主事業に伴う利益の活用方策（様式第10号）に記載してください。

(5) 区分経理

管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを明確に区分して管理することとします。

10 協定に関する事項

市と指定管理者は、協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本事項を定めた基本協定と、年度ごとの管理運営業務の実施に係る事項を定めた年度協定とします。

(1) 基本協定において定める主な事項

- ・ 目的
- ・ 用語の定義
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更
- ・ 管理物件
- ・ 指定期間及び会計年度
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等
- ・ 管理運営業務からの除外
- ・ 管理運営業務の範囲等の変更
- ・ 管理運営業務の実施
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 利用承認の運用
- ・ 業務開始の準備
- ・ 従業員の配置
- ・ 委託又は請負の制限
- ・ 管理物件の改修等の分担

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- ・ 緊急事態への対応
- ・ 災害拠点としての対応
- ・ 情報管理及び情報公開
- ・ 個人情報の保護
- ・ しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・ 市による管理物品の貸与
- ・ 指定管理者による管理物品の購入等
- ・ 年間事業計画書の提出
- ・ 年間事業計画書の変更
- ・ 業務報告書の提出
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 経営状況の確認
- ・ 管理運営業務のモニタリング
- ・ 改善指示、指定の取消し等
- ・ モニタリングの公表
- ・ 指定管理料
- ・ 指定管理料の減額等
- ・ 指定管理料の変更
- ・ 利用料金の取扱い
- ・ 経理及び指定管理者の口座
- ・ 損害賠償等
- ・ 第三者への賠償
- ・ 保険
- ・ 不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・ 不可抗力による管理運営業務の免除
- ・ 管理運営業務の引継ぎ等
- ・ 原状回復義務
- ・ 管理物品の取扱い

- ・ 指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- ・ 不可抗力による指定の取消し等
- ・ 本施設の廃止による指定管理の終了
- ・ 権利及び義務の譲渡の制限
- ・ 連絡調整会議の設置
- ・ 著作権等の使用
- ・ 暴力団等の排除
- ・ 自主事業
- ・ 障害者就労施設等への配慮
- ・ 障害を理由とした差別の解消に係る措置
- ・ 特定個人情報の取扱い等
- ・ 監査
- ・ 請求、通知等の様式等
- ・ 協定の変更
- ・ 解釈
- ・ 協定の費用
- ・ 公租公課の負担
- ・ 疑義についての協議
- ・ 裁判管轄

(2) 年度協定において定める主な事項

- ・ 趣旨
- ・ 管理運営業務の内容
- ・ 目標値の設定
- ・ 年間事業計画書の提出期限
- ・ 指定管理料
- ・ 協定の費用
- ・ 定めのない事項
- ・ 疑義の解決
- ・ 履行の決定

1 1 その他の留意事項

- ① 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。
- ② 申込書類は、返却しません。
- ③ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 申込受付後に、申込を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出してください。
- ⑤ 申込書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、市は申込書類の内容を無償で使用できるものとします。また、申込書類は、公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑥ 申込みをした者又は申込みをしようとする者は、選定委員会において選定結果が出されるまでの間、当該選定に関して、選定委員と接触することを禁止します。
- ⑦ 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- ⑧ 指定管理者制度に関する法的関係の複雑化・不安定化を防止するため、指定管理者の市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡、継承、担保提供等はできません。
- ⑨ 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- ⑩ 指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）等）について遵守してください。
- ⑪ 各種税（消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税等）の取扱いについては、指定管理者で対応してください。
- ⑫ 新旧の指定管理者は、市の定める方法により管理運営業務の引継ぎを

円滑に行ってください。また、旧指定管理者の職員のうち希望する者については、新指定管理者のもとで雇用することを要請いたします。

- ⑬ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとします。

(問合せ先)

〒750-0317

山口県下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

下関市役所菊川総合支所 地域政策課

電話 083-287-1114

FAX 083-287-2739

E-mail kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp